

重要

平成24年5月吉日



会員各位

アライオートオークショングループ
荒井商事株式会社

規約変更および運営変更のご案内

拝啓 新緑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではあります、が、標題通り、弊社規約を平成24年6月1日より、下記のとおり改定および規約にも記載しております運営内容を変更させていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催出来るよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日

平成24年6月1日

内容

1. 新規約 「オークションの基本的な仕組み」の新設について

現行での規約、「第一章 総則」、「第二章 会員」に続き、新第三章として、「オークションの基本的な仕組み」を新設と致します。故に、現行規約「第三章 会員の権利義務」を「第四章 会員の権利義務」に変更すると共に以降、各章を順次変更と致します。



《変更後》 新設

第三章 オークションの基本的な仕組み

- 1 アライAAが開催するオークションに会員登録をした参加者が出品または応札による参加をし、中古車の売買を行いません。この時アライAAは、中古車売買の仲介を行うと共に、売買契約に基づく義務履行を仲立ちします。
- 2 オークションへの出品・落札については、第七章 出品、第八章 落札およびその他本規約に則り、行うものとします。
- 3 売買契約の成立は、アライAAが会員に対し確認意思表示を行なったときとします。なお、意思確認表示とは、ポス・コンピュータシステムによる落札の場合において、最終応札者の使用するポス・コンピュータシステムに落札確認のブザーがなり、コンピュータ画面上に落札者の会員番号が表示されることをいうものとします（インターネット等での落札も含む）。また、商談による落札の場合は、商談を申し込まれた側の会員が、商談を承諾する旨の意思表示を行ったときに、売買契約が成立するものとします。
- 4 流札（売買契約が成立しなかった場合）した場合、会場ごとにアライAAが定めた所定の申請方法により、商談の申込みができるものとします。尚、商談については第八章 落札にて定めるものとします。
- 5 落札した場合（商談による売買契約の成立を含む）は、第十章 車両代金等の決済に定める決済を行なっていただきます。
- 6 成約した場合（出品した車両の売買契約が成立した場合および商談による売買契約の成立を含む）は、第九章 書類に定める譲渡書類等のアライAAへの送付を行なっていただきます。
- 7 オークションにおける売買代金等の請求はすべてアライAAが行うものとし、その支払もすべてアライAA宛に行うものとします。

2. 新規約（商談）の新設について

現行規約、第八章 落札 へ「**第31条（商談）**」を新設と致します。
故に、第九章 書類 第31条（譲渡書類）を、第八章 書類 第32条（譲渡書類）に変更し、以下の各章及び各条を順次1章・1条ずつ繰り下げるものとします。

第八章 落札

第30条（車両確認義務）

- 1 会員は車両を落札するにあたっては、現車について充分に下見をすることを義務とします。
また、外部落札参加による場合も、下見代行サービス等により現車を充分に確認したうえで落札しなければなりません。尚、同一車両の同一事項について車両状態説明と出品リストが異なるときは、車両状態説明を優先させるものとします。
- 2 落札者は、落札後、速やかに現車と車両状態説明との再確認を行わなければなりません。
その際、車両状態説明と現車に相違がある場合は、クレーム申告期限内にアライAAに申し出をしなければならぬものとします。クレーム申告期限については別途クレーム処理細目事項で定めるものとします。



《変更後》 第30条の後に第31条を新設

第31条（商談）

- 1 会員が流札車両の購入を希望する場合は、アライAAが定めた所定の申請方法にて購入を申し込むことができます。アライAAは出品者の同意を得て、購入を希望する会員と出品者との仲介（商談）を致します。この場合、申込者が提示した希望購入金額を出品者が承諾した時点をもって売買契約が成立し、アライAAは規約で定めた商談手数料にて処理を致します。
- 2 出品者が流札車両の売却を希望する場合は、アライAAが定めた所定の申請方法にて売却を申し込むことができます。アライAAは優先権を持つ応札者の同意を得て、出品者と応札者との仲介（逆商談）を致します。この場合、出品者が提示した希望購入金額を応札者が承諾した時点をもって売買契約が成立し、アライAAは規約で定めた逆商談手数料にて処理を致します。
- 3 前2項の商談及び逆商談（本規約において特に断りのない限り「商談」とは逆商談を含むものとします）に関する詳細事項は、会場毎に定めるものと致します。

検査関連規約変更

3. 第十一章の〔I〕 検査規程 第7条（出品車検査基準）の変更

《変更前》

第十章 検査規程

第十章の〔I〕 検査規程

第7条（出品車検査基準）

アライAAに出品する出品車は、アライAAの基準に基づいてアライAAが評価点を付与します。その評価採点の基準を以下の通りとします。

尚、軽自動車（乗用・商用）、普通自動車（乗用・商用）、商用車（積載量1.5t未満のトラック・バン）については、「アライAA 4W検査基準表」による評価採点とし、トラック（積載量1.5t以上のフレーム付車でキャビン交換が可能なもの）・バン（積載量1.5t以上）・バスについては「アライAAトラック検査基準表」にて評価採点をおこないます（クレーム処理細目も[トラック専用細目事項]となります。）。

アライAA 4W検査基準表

評価基準表 省略

アライAA トラック 検査基準表

※アライAAの定めるトラックとは、フレーム付車（キャビン交換可能なもの）であることとします（バン等は4W検査基準表に準ずる）。

※アライAAの定めるトラックとは、トラック車両区分に定めるものとします。

評価基準表 省略

《変更後》

第十一章 検査規程

第十一章の〔Ⅰ〕 検査規程

第7条(出品車検査基準)

アライAAに出品する出品車は、アライAAの基準に基づいてアライAAが評価点を付与します。その評価採点の基準を以下の通りとします。

軽自動車・小型自動車・普通自動車(積載量0.75t未満のトラックおよびバン形状車両)は「アライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車検査基準表」による評価採点とし、積載量0.75t以上のトラックおよびバス等については「アライAA トラック検査基準表」にて評価採点をおこないます(クレーム処理細目も[トラック専用細目事項]となります)。

アライAA 軽自動車・小型自動車・普通自動車 検査基準表

評価基準表 省略

アライAA トラック 検査基準表

※アライAAの定めるトラックとは、フレーム付車(キャビン交換可能なもの)であることとします。
※アライAAの定めるトラックとは、トラック車両区分に定めるものとします。

4. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)の変更

《変更前》

軽自動車・普通自動車・商用車・バン クレーム処理細目事項

《変更後》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

5. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則) トラック専用 細則事項の変更

《変更前》

トラック専用 細目事項

第十章の〔Ⅱ〕 第7条(クレーム処理細則)

*この細目事項はアライオートオークショングループへ出品されたトラックの下記区分を対象としたものです。

*VTAA車両区分の小型Ⅰに関しては、4WAAのクレームに関する細目事項に準じます。

トラック車両区分

中型Ⅰ	積載量1.5t以上～4t未満のトラック、バン 1ナンバー車(4tベース車は除く)
中型Ⅱ	積載量4t以上～5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) 速度表示灯の装置がない車両 バス(乗車定員11以上30人未満)
大型	積載量5t以上(車両総重量8t以上) 速度表示灯の装置が付いている車両 大型バス(乗車定員30人以上)
特大	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・クローラークレーン (クレーンが組立式のもの)・重ダンプトラック
産業機械 & 現状	重建機・特殊機械類・オートバイ・事故現状車その他、 評価点0点で上記に属さない物

《変更後》

トラック専用 細目事項

第十一章の〔Ⅱ〕 第7条(クレーム処理細則)

*この細目事項はアライオートオークショングループへ出品されたトラックの下記区分を対象としたものです。

*トラック車両区分の小型に関しては、軽自動車・小型自動車・普通自動車のクレームに関する細目事項に準じます。

トラック車両区分

小型	積載量0.75t未満
中型Ⅰ	積載量0.75t以上～4t未満
中型Ⅱ	積載量4t以上～5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) 速度表示灯の装置がない車両 バス(乗車定員11以上30人未満)
大型	積載量5t以上(車両総重量8t以上) 速度表示灯の装置が付いている車両 大型バス(乗車定員30人以上)
特大	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・クローラークレーン (クレーンが組立式のもの)・重ダンプトラック
産業機械 & 現状	重建機・特殊機械類・オートバイ・事故現状車その他、 評価点0点で上記に属さない物

6. 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程第3条(処理基準) 6項 の変更

《変更前》

部品に対しての免責金額を単品単価で4WAAの場合20,000円以上、VTAAの場合30,000円以上とします。また交換、修理等に付随する工賃は含まないものとします。



《変更後》

単品単価(新品)が軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合で20,000円未満、トラックの場合で30,000円未満の部品の瑕疵についてはノークレームと致します。また、単品単価(新品)が上記金額以上である場合にはクレームを申し立てることができますが、出品車両相応の価格値引・中古部品供給による解決を基本とし、瑕疵のある部品の交換または修理等に付随する工賃・技術料はクレーム対象の範囲に含まれないものとします(但し、工賃・技術料が著しく高額であり、クレーム対象の範囲に含めることが相当であるとアライAAが判断したときを除きます)。

7. 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程第3条(処理基準) 8項 の変更

《変更前》

クレーム等の有効期限は開催日当日(含む)より4WAAの場合4日以内、VTAAの場合5日以内で4WAA、VTAA共に午後5時までの受付とします。但し、期間内の日曜は除きます。受付最終日がアライAA休館日の場合は翌日までとします。また、アライAAが認めた特殊事情(遠隔地・災害上の問題等)の場合はこの限りではありません。上記以外でのクレームに関する期限に関しては、クレーム処理細目に準じます。アライAAが定める遠隔地によるクレーム期限延長とは、搬出期限内の搬出及びクレーム期限内にアライAA事務局への事前連絡を必要とします。また、対象地域は離島及び中国地方とし、4WAAの場合4日プラス2日、VTAAの場合5日プラス2日の午後5時までとします。



《変更後》

クレーム等の有効期限は開催日当日(含む)より軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合4日以内、トラックの場合5日以内で軽自動車・小型自動車・普通自動車・トラック共に午後5時までの受付とします。但し、期間内の日曜は除きます。受付最終日がアライAA休館日の場合は翌日までとします。また、アライAAが認めた特殊事情(遠隔地・災害上の問題等)の場合はこの限りではありません。上記以外でのクレームに関する期限に関しては、クレーム処理細目に準じます。アライAAが定める遠隔地によるクレーム期限延長とは、搬出期限内の搬出及びクレーム期限内にアライAA事務局への事前連絡を必要とします。また、対象地域はアライAA会場毎に定めた地域とし、軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合4日プラス2日、トラックの場合5日プラス2日の午後5時までとします。

8. 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 15項 の変更

《変更前》

商談落札の場合、商談時に確認できることはノークレームとなります(エンジンはノークレーム)。



《変更後》

商談落札の場合、商談時に確認できることはノークレームとなります。なお、商談時に確認できることとは、目視により確認できるもののほか、軽自動車・小型自動車・普通自動車・トラックについては現車が停止された状態で確認できる不具合(走行状態でなければ判明しない不具合以外の不具合)等、重建機・産業機械については機械が出品されている場所で確認できる動作の不具合等をいうものとします。

※上記8. に連動

①軽自動車・小型自動車・普通自動車クレーム処理細目事項 機関①エンジン内部不良 ⇒ 備考欄変更

《変更前》

機関	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	①エンジン内部の不良	4日	4日	4日	4日	4日	—	新車登録より10年未満及び走行10万キロ未満 (但し搬出不能の場合はこの限りではない) オーバーヒート跡、白煙、黒煙、異音、記載有りは除く 但し、低価格車の場合、圧縮不足、ヘッドガスケット抜け、 バル系不良、焼きつき不良のみ対応。



《変更後》

機関	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	①エンジン内部の不良	4日	4日	4日	4日	4日	—	新車登録より10年未満及び走行10万キロ未満 (但し搬出不能の場合はこの限りではない) オーバーヒート跡、白煙、黒煙、異音、記載有りは除く 但し、低価格車の場合、圧縮不足、ヘッドガスケット抜け、 バル系不良、焼きつき不良のみ対応。 ※搬出不能の場合、商談落札でもクレーム対象とします。

②トラック専用クレーム処理細目事項 機関①エンジン内部の不良(メタル・ピストン・圧縮) ⇒ 備考欄変更

《変更前》

機関	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	①エンジン内部の不良(メタル・ピストン・圧縮)	5日	5日	5日	5日	5日	—	走行10万キロ以上でのE/Gバルブシール(白煙)はノークレーム



《変更後》

機関	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	①エンジン内部の不良(メタル・ピストン・圧縮)	5日	5日	5日	5日	5日	—	走行10万キロ以上でのE/Gバルブシール(白煙)はノークレーム ※搬出不能の場合商談落札でもクレーム対象とします。

9. 第十一章の[II]裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 35項 の変更

《変更前》

機関、機構系の不具合により搬出不能とアライAAが判断した場合、キャンセル等の対応を行う場合があります。



《変更後》

落札後、車両の機関・機構系の不具合により搬出不能とアライAAが判断した場合、キャンセル等の対応を行う場合があります(但し、アライAAが定める搬出期限内にクレーム申請があった場合に限りです)。

10. 第十一章の[II]裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)38項 を変更

《変更前》

第7条(クレーム処理細則)に定めるトラック専用細目事項、「機関・機構」に関しては、新車登録より15年未満の車両を対象とし、処理を細目事項備考欄内設定に準じます。また、新車登録15年以上の車両に関しては、会場からの搬出前及び搬出不能な場合に限りクレーム対応としますが、対応については以下のとおりとします。

- (1) 搬出前に発覚した場合、規定金額の設定が有る場合は規定に準じます。
- (2) 搬出不能であった場合、キャンセル対応とします(但し、値引きの場合、規定金額に設定が有る場合は規定金額に準じます)。



《変更後》

第7条(クレーム処理細則)に定めるトラック専用細目事項、「機関・機構」に関しては、新車登録より15年未満・走行 中 I 40万km・中 II 70万km・大型100万km未満の車両を対象とし、処理を細目事項備考欄内設定に準じます。また、新車登録15年以上・走行不明・メーター改ざん車両に関しては、会場からの搬出前及び搬出不能な場合に限りクレーム対応としますが、対応については以下のとおりとします。

- (1) 搬出前に発覚した場合、本規約の細目事項の備考欄に記載された金額の値引きにて対応します。
- (2) 搬出不能であった場合、キャンセル対応とします(但し、落札者が値引きを希望する場合、本規約の細目事項の備考欄に記載された金額の値引きにて対応します)。

11. 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象) 1項 の変更

《変更前》

落札者が落札車両を再販売(小売・業販)したときまたは、他のオークションに出品して成約したとき(但し、違法車両・瑕疵車両及び書類上でしか判明出来ない場合は除く)。



《変更後》

落札者が落札車両を再販売(小売・業販)したときまたは、他のオークションでセリにかけたとき(但し、違法車両・瑕疵車両及び書類上でしか判明出来ない場合は除く)。

12. 第十一章の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象)9項 を新設

トラック車両区分に該当する輸入車(但し、出品者による申告違い・書類上で判別するものは除く)。

13. 軽自動車・小型自動車・普通自動車クレーム処理細目事項 機関④ターボ、スーパーチャージャー等の過給機器系不良バルブシール不良による白煙 ⇒ 備考欄変更

《変更前》

機関	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	④ターボ、スーパーチャージャー等の過給機器系不良 バルブシール不良による白煙	—	4日	4日	4日	4日	—	新車登録6年未満及び走行10万キロ未満。白煙、エンジン異音等不具合記載は除く



《変更後》

機関	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	④ターボ、スーパーチャージャー等の過給機器系不良 バルブシール不良による白煙	—	4日	4日	4日	4日	—	新車登録10年未満及び走行10万キロ未満。白煙、エンジン異音等不具合記載は除く

14. 軽自動車・小型自動車・普通自動車クレーム処理細目事項 電装⑥オドメーターの不良 ⇒ 備考欄変更

《変更前》

電装	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑥オドメーターの不良	4日						ノーペナキャンセルもあります(但し実走行車に限る)



《変更後》

電装	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑥オドメーターの不良	4日						ノーペナキャンセル(メーター改ざん・走行不明はノークレーム)

15. トラック専用クレーム処理細目事項 電装⑤オドメーターの不良 ⇒ 備考欄変更

《変更前》

電装	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	⑤オドメーターの不良	5日						ノーペナキャンセルもあります(但し実走行車に限る)



《変更後》

電装	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	⑤オドメーターの不良	5日						ノーペナキャンセル(メーター改ざん・走行不明はノークレーム)

16. 軽自動車・小型自動車・普通自動車クレーム処理細目事項 誤記入⑧グレードの書き間違い ⇒ 備考欄変更

《変更前》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑧グレードの書き間違い	書類発送後10日						キャンセル時はノーペナルティキャンセルとします



《変更後》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑧グレードの書き間違い	書類発送後10日						キャンセル時はノーペナルティキャンセル+実費とします

17. トラック専用クレーム処理細目事項 誤記入⑧グレードの書き間違い ⇒ 備考欄変更

《変更前》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	⑧グレードの書き間違い	書類発送後10日						キャンセル時はノーペナルティキャンセルとします



《変更後》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	⑧グレードの書き間違い	書類発送後10日						キャンセル時はノーペナルティキャンセル+実費とします

18. 軽自動車・小型自動車・普通自動車クレーム処理細目事項 誤記入⑱走行メーターダウン ⇒ 備考欄変更

《変更前》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑱走行メーターダウン	180日						キャンセル時ペナルティ50,000円+実費 (外部落札は車両到着24時間) 他会場との重複ペナルティは認めません



《変更後》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑱走行メーターダウン	180日						キャンセル時ペナルティ50,000円+実費 他会場との重複ペナルティは認めません

19. 軽自動車・小型自動車・普通自動車クレーム処理細目事項 誤記入21 走行距離と車検証記載距離の相違 備考欄へ追記

《変更前》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	21走行距離と車検証記載距離の相違	書類発送後30日						訂正不可であった場合、キャンセル時ペナルティ50,000円+実費、但し、書類発送後11日以上30日以内はペナルティ50,000円+陸送費



《変更後》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	21走行距離と車検証記載距離の相違	書類発送後30日						訂正不可であった場合、キャンセル時ペナルティ50,000円+実費、但し、書類発送後11日以上30日以内はペナルティ50,000円+陸送費 名義変更後はクレーム対象外となります。

20. トラック専用クレーム処理細目事項 誤記入20 走行距離と車検証記載距離の相違 備考欄へ追記

《変更前》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	20走行距離と車検証記載距離の相違	書類発送後30日						訂正不可であった場合、キャンセル時へ ^ペ ナルティ50,000円＋実費、但し、書類発送後11日以上30日以内は ^ペ ナルティ50,000円＋陸送費

《変更後》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	20走行距離と車検証記載距離の相違	書類発送後30日						訂正不可であった場合、キャンセル時へ ^ペ ナルティ50,000円＋実費、但し、書類発送後11日以上30日以内は ^ペ ナルティ50,000円＋陸送費 名義変更後はクレーム対象外となります。

21. 軽自動車・小型自動車・普通自動車クレーム処理細目事項 その他⑫構造変更を必要とし、申告が無い場合を新設

《新規追加》

その他	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑫構造変更を必要とし申告が無い場合	書類発送後10日						基本として車検取得時において弊害があると認められたもの

22. トラック専用クレーム処理細目事項 その他⑪構造変更を必要とし、申告が無い場合を新設

《新規追加》

その他	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	⑪構造変更を必要とし申告が無い場合	書類発送後10日						基本として車検取得時において弊害があると認められたもの

23. トラック専用クレーム処理細目事項機関 ④過給器系の不良 ⇒ 備考欄変更

《変更前》

機関	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	④過給器系の不良	5日	5日	5日	5日	5日	—	中 I 10万キロ未満まで 10万キロ以上は一律15,000円。 中 II・大型・特大20万キロ未満まで、20万キロ以上は、一律15,000円

《変更後》

機関	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	④過給器系の不良	5日	5日	5日	5日	5日	—	中 I 10万キロ未満まで 10万キロ以上は一律15,000円。 中 II・大型・特大20万キロ未満まで、20万キロ以上は一律60,000円

24. トラック専用クレーム処理細目事項 機構 ⑭エアサス不良(コントローラー含む)を新設

《新規追加》

機構	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中 I	中 II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	⑭エアサス不良(コントローラー含む)	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より10年未満 ゴム部品等に関しては新車登録より3年未満

25. トラック専用クレーム処理細目事項 誤記入④⑤⑥の変更

《変更前》

		クレーム対象の有無&期間					
--	--	--------------	--	--	--	--	--

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	④ミッションの機構表示違い(段数)	5日	5日	5日	5日	5日	—	キャンセル時ペナルティ30,000円+実費、LOW・HIGH機能付き特殊ミッション車(M/Tクラッチレス車等、未記入)
	⑤ACの書き間違い	5日	5日	5日	5日	5日	—	キャンセル時ペナルティ30,000円+実費
	⑥セールスポイントの書き間違い(有・無)	5日	5日	5日	5日	5日	—	

《変更後》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	④ミッションの機構表示違い(段数)	5日	5日	5日	5日	5日	—	キャンセル時ペナルティ LOW・HIGH機能付き特殊ミッション車(M/Tクラッチレス車等、未記入)
	⑤ACの書き間違い	5日	5日	5日	5日	5日	—	キャンセル時ペナルティ
	⑥セールスポイントの書き間違い(有・無)	5日	5日	5日	5日	5日	5日	キャンセル時ペナルティ

26. 軽自動車・小型自動車・普通自動車クレーム処理細目事項 誤記入⑦ドア・形状の書き間違い のクレーム内容を変更、誤記入⑧車検証形状の書き間違い を新設

《変更前》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑦ドア・形状の書き間違い	4日	4日	4日	4日	4日	—	

《変更後》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑦ドア枚数・形状の書き間違い	4日	4日	4日	4日	4日	—	

《新規追加》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
	⑧車検証形状の書き間違い	書類発送後10日						キャンセル時はペナルティ

27. トラック専用クレーム処理細目事項誤記入 ⑦ドア形状の書き間違い のクレーム内容を変更 誤記入⑧車検証形状の書き間違い を新設

《変更前》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	⑦ドア・形状の書き間違い	5日	5日	5日	5日	5日	—	キャンセル時はペナルティ

《変更後》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	⑦ドア枚数・形状の書き間違い(上物含む)	5日	5日	5日	5日	5日	—	キャンセル時はペナルティ

《新規追加》

誤記入	クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
	⑧車検証形状の書き間違い	書類発送後10日						キャンセル時はペナルティ

28. 第五章 手数料 第25条(手数料)「各会場手数料」アライAAVT 重・建機及び産機コーナー区分を削除「手数料区分」に「※産業機械手数料区分に関しましては会場毎に規定を別途定めます。」を追記

《変更後》

- ① 規約P7アライAAVT 重・建機及び産機コーナー区分を削除いたします。

② 規約P6 ※手数料区分 [小型]・[中Ⅰ]区分を修正

「※産業機械手数料区分に関しましては会場毎に規定を別途定めます。」を追記。

《変更前》

※手数料区分

小型[現状含む]	軽自動車・普通自動車・商用車・バン
中型Ⅰ[現状含む]	積載量1.5t以上4t未満のトラック・バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ[現状含む]	積載量4t以上5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) 速度表示灯の装置がない車両 バス[乗車定員11人以上30人未満]
大型[現状含む]	積載量5t以上(車両総重量8t以上) 速度表示灯の装置が付いている車両 大型バス(乗車定員30人以上)
特大[現状含む]	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・特大建機

※産業機械手数料区分に関しましては会場毎に規定を別途定めます。

《変更後》

※手数料区分

小型[現状含む]	軽自動車・小型自動車・普通自動車
中型Ⅰ[現状含む]	積載量0.75t以上4t未満のトラック フレーム付バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ[現状含む]	積載量4t以上5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) 速度表示灯の装置がない車両 バス[乗車定員11人以上30人未満]
大型[現状含む]	積載量5t以上(車両総重量8t以上) 速度表示灯の装置が付いている車両 大型バス(乗車定員30人以上)
特大[現状含む]	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・特大建機

※建設機械・産業機械手数料区分に関しましては会場毎に規定を別途定めます。

29. 第十二章 第49条(解約) 新たに、小山会場バン・トラックオークション開催時における解約金を追記

第十一章 契約の解除

第48条(解約)

1 落札車両の売買当事者双方は、当該車両の落札時より1時間以内までとし、オークション終了時においても1時間以内ならば、お互いに相手方に対して以下の解約金を支払うことにより、相手方の承諾を得ず当該車両の売買契約を解約することができます。この場合においては、解約を申し出た当事者がアライAAIに対して、当該車両の出品手数料、成約手数料、落札手数料を支払わなければならないものとします(但し、会場により異なることがあります)。

- (1) 落札価格が200万円未満の車両については、50,000円
- (2) 落札価格が200万円以上の車両については、落札価格の3%

《変更後》

但し、小山会場にて開催されるバン・トラックオークションにつきましては、下記の通りといたします。

- (1) 落札価格が100万円未満の車両については、100,000円
- (2) 落札価格が100万円以上の車両については、落札価格の10%

書類関連規約変更

1. 第九章 書類 第32条(譲渡書類)1-(1) を変更

《変更前》

1-(1)成約車両の譲渡書類は、オークション開催日当日より8日以内に当該開催事務局に提出しなければならないものとします。但し、軽2輪に関しては、アライAA2輪規約に準じます。

《変更後》

1-(1)成約車両の譲渡書類は、オークション開催日当日より8日以内に当該開催事務局に提出しなければならないものとします。

2. 第九章 書類 第33条(譲渡書類の罰則) 3項 を変更

《変更前》

出品者が譲渡書類の引渡しができない場合または、書類遅延日数23日以上で落札者よりキャンセル希望との連絡があった場合、成約車両の契約を解除することができるものとします。その際、出品者にペナルティ100,000円及び実費を負担するものとし、実費には、販売利益は含まないものとします。

規約37条(クレーム細目)

3. 書類遅延ペナルティ	○開催日当日より9日以降の場合、下記のとおりペナルティの対象となります。									
	<table border="1"> <tr> <td>9日以上16日未満の遅延の場合</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>16日以上23日未満の遅延の場合</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>23日以上30日未満の遅延の場合</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>30日以上37日未満の遅延の場合</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>37日以上遅延の場合</td> <td>週ごとに10,000円の加算</td> </tr> </table>	9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円	16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円	23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円	30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円	37日以上遅延の場合
9日以上16日未満の遅延の場合	10,000円									
16日以上23日未満の遅延の場合	20,000円									
23日以上30日未満の遅延の場合	30,000円									
30日以上37日未満の遅延の場合	50,000円									
37日以上遅延の場合	週ごとに10,000円の加算									
	○譲渡書類の引渡しができない場合または、書類遅延日数が23日以上でキャンセル可能とします。 キャンセルペナルティ100,000円及び実費									

《変更後》

出品者が譲渡書類の引渡しができない場合、速やかにその旨を当該開催事務局に連絡することとし、原則キャンセル対応とします。その際、出品者はペナルティ(書類細目事項 3. 書類遅延及び紛失等によるペナルティ参照 書類遅延ペナルティは含まない)、及び実費を負担するものとします。

規約37条(クレーム細目)

3. 書類遅延及び紛失等によるペナルティ	○開催日当日より9日以降の場合、下記のとおり遅延ペナルティの対象となります。												
	<table border="1"> <tr> <td>9日以上16日未満の場合</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>16日以上23日未満の場合</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>23日以上30日未満の場合</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>30日以上37日未満の場合</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>37日以上遅延の場合</td> <td>週ごとに10,000円の加算</td> </tr> </table>	9日以上16日未満の場合	10,000円	16日以上23日未満の場合	20,000円	23日以上30日未満の場合	30,000円	30日以上37日未満の場合	50,000円	37日以上遅延の場合	週ごとに10,000円の加算		
9日以上16日未満の場合	10,000円												
16日以上23日未満の場合	20,000円												
23日以上30日未満の場合	30,000円												
30日以上37日未満の場合	50,000円												
37日以上遅延の場合	週ごとに10,000円の加算												
	○出品者が譲渡書類の引渡しができない場合または、開催日当日より23日以上未提出の場合、落札者はキャンセル可能とします。 開催日当日を起算日としキャンセルペナルティ及び実費の支払を要するものとします。 キャンセルペナルティは下記のとおりとなります。												
	<table border="1"> <tr> <td>申告が開催日当日より8日以内の場合</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>9日以上16日未満の場合</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>16日以上23日未満の場合</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>23日以上30日未満の場合</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>30日以上37日未満の場合</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>37日以上の場合</td> <td>週ごとに10,000円の加算</td> </tr> </table>	申告が開催日当日より8日以内の場合	100,000円	9日以上16日未満の場合	110,000円	16日以上23日未満の場合	120,000円	23日以上30日未満の場合	130,000円	30日以上37日未満の場合	150,000円	37日以上の場合	週ごとに10,000円の加算
申告が開催日当日より8日以内の場合	100,000円												
9日以上16日未満の場合	110,000円												
16日以上23日未満の場合	120,000円												
23日以上30日未満の場合	130,000円												
30日以上37日未満の場合	150,000円												
37日以上の場合	週ごとに10,000円の加算												

3. 第九章 書類 第33条(譲渡書類の罰則) 4項 を変更

《変更前》

登録識別情報が通知されている車両または、OCRシートへの記載ミスにより、移転登録等に弊害が生じた場合には、ペナルティ(10,000円)を出品者に科すものとし、落札者の申告日から8日以内に登録ができるように

対応することとします。これを遅延した場合には7日を遅延するごとに10,000円を加算するものとし、上限金額を50,000円までとします。また、落札者の申告日から23日以上遅延した場合は、前項と同様の扱いとします

規約37条(クレーム細目)

12. 登録識別情報のペナルティ	<ul style="list-style-type: none">○移転及び抹消登録ができない場合、出品者にペナルティ10,000円を科すものとします。○落札者の申告日より9日以降10,000円、且つ7日を遅延するごとに10,000円を加算するものとします。○移転及び抹消登録が可能な処置が落札者からの申告日より23日以上遅延した場合は、第32条3項と同様の扱いとします。
------------------	---



《変更後》

登録識別情報が通知されている車両または、OCRシートへの記載ミスにより、移転登録等に弊害が生じた場合には、出品者は落札者の申告日から8日以内に登録できるように対応することとします。これを遅延した場合で申告日から9日以降10,000円、且つ7日を遅延するごとに10,000円を加算するものとし、上限金額を50,000円とします。また、落札者の申告日から23日以上経過した場合はキャンセル可能とし、申告日を起算とし、前項同様の扱いとします。

規約37条(クレーム細目)

12. 登録識別情報のペナルティ	<ul style="list-style-type: none">○移転・抹消登録等ができない場合、落札者の申告日より9日以降10,000円、且つ7日を遅延するごとに10,000円を加算するものとします(上限50,000円)。○移転及び抹消登録が可能な処置が落札者からの申告日より23日以上経過した場合は、第32条3項と同様の扱いとします。但し起算日は落札者からの申告日とします
------------------	---

4. 第九章 書類 第33条(譲渡書類の罰則) 6項 を変更

《変更前》

落札者の受領した譲渡書類が不備の場合、当該開催事務局に連絡があった日を起算日としてペナルティ(10,000円)の対象とし、差替を必要とする場合には、当該開催事務局に提出した日を起算日とします。また、落札者の申告日から8日以内に登録ができるように対応するものとし、これを遅延した場合には7日を遅延するごとに10,000円を加算するものとし、上限金額を50,000円までとします。但し、通常の書類提出期限内は、ペナルティの対象外とします。



《変更後》

落札者の受領した譲渡書類に不備がある場合、または移転登録等の手続に弊害が生じた場合には、当該開催事務局に連絡があった日を起算日として、譲渡書類の差替を必要とする場合には、当該開催事務局に譲渡書類を提出した日を起算日として、それぞれペナルティ(10,000円)の対象とします。出品者は起算日より8日以内に登録ができる書類を当該開催事務局に提出することとし、これを遅延した場合には7日を遅延するごとにペナルティ10,000円を加算するものとします。但し、通常の書類提出期限内は、ペナルティの対象外とします。また、落札者の申告日から23日以上経過した場合は、第32条3項と同様の扱いとし、起算日は落札者からの申告日とします。

5. 第九章 書類 第33条(譲渡書類の罰則) 11項 を変更

《変更前》

落札者が、成約後に旧所有者等への直接連絡、出品者が開示請求による落札者等への直接連絡をした場合には、ペナルティ50,000円を科すものとします。尚、アライAAの裁定によりペナルティ金額の変動および、参加取引停止等のペナルティを科すものとします。



《変更後》

落札者等が成約後に旧所有者等へ直接連絡をした場合、出品者が成約後に落札者等へ直接連絡をした場合には、ペナルティ50,000円を科すものとします。尚、アライAAの裁定によりペナルティ金額の変動および参加取引停止等のペナルティを併科するものとします。

6. 第九章 書類 第34条(名義変更と抹消依頼) 1項 を変更

《変更前》

落札者は、オークション開催月の翌月末まで、または譲渡書類の有効期限内(出品票記載、早期名義変更を含む)に移転登録等の手続きをしなければならないものとします。



▽
《変更後》

落札者は、オークション開催月の翌月末まで、または譲渡書類の有効期限以内(出品票記載、早期名義変更を含む)に移転登録等の手続きをしなければならないものとします(軽自動車、自動2輪の場合、出品票に有効期限(名義変更期限)等の記載があるものは名義変更期限とし、この期限を経過しても名義変更未了の場合には第34条1項同様の処理とします)。

7. 第九章 書類 第34条(名義変更と抹消依頼) 3項 を変更

《変更前》

軽自動車の税止めは、落札者の責任において行うものとし、名義変更完了通知に転出申告書の添付も必要とします。



《変更後》

軽自動車、自動2輪の税止めは、落札者の責任において行うものとし、名義変更完了通知に転出申告書の添付も必要とします。

8. 第九章 書類 第35条(名義変更の罰則・その他の罰則) 9項 を変更

《変更前》

低価格車両(成約金額200,000円未満)についてはペナルティ金額の取扱いを通常金額の半額とします。



《変更後》

低価格車両(成約金額200,000円未満)については、キャンセルペナルティ金額の取扱いを通常金額の半額とします。

9. 第九章 書類 第36条(リサイクル料金) 2項 を変更

《変更前》

リサイクル料金預託済み車両で出品者による申告のないものに関しては、車両金額に当該リサイクル料金相当額を含むものとし、再精算は行わないものとします。



《変更後》

リサイクル料金預託済み車両で出品者によるリサイクル料金預託済み額の申告がないものに関しては、車両金額に当該リサイクル料金相当額を含むものとし、再精算は行わないものとします。

10. 第九章 書類 第37条(自動車税) 6項 を変更

《変更前》

自動車税の軽課、重課税等の申告があった場合、当該開催事務局に連絡し確認が取れたもののみ再精算するものとします。



《変更後》

自動車税に差額が生じた場合は、同年度内に限り再精算します。但し、当該開催事務局に連絡し確認が取れたもののみ精算するものとします。

11. 第九章 書類 第38条(クレーム細目) を変更

《変更前》

5.継続検査用納税証明書	○開催日の翌月末以内で納税証明書の添付が無い場合は、書類不備の扱いとします。 ○車検満了日が同年度内(翌年4月・5月を含む)で成約車両の納税証明書は原則として、譲渡書類に添付して提出とします。
--------------	---

- 落札者は車検満了日の1ヶ月前より出品者に請求できるものとします。
- 出品者は落札者の請求日より8日以内に提出し、9日以降5,000円、それ以降7日遅延するごとに5,000円のペナルティとします。(上限30,000円まで)
- 自動車税未納が発覚した場合は、出品者にペナルティを科すものとします。



《変更後》

5.継続検査用納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○車検満了日が開催日の翌月末以内で納税証明書の添付が無い場合は、書類不備の扱いとします。 ○車検満了日が同年度内(翌年4月・5月を含む)であるときは、原則として成約車両の納税証明書を譲渡書類に添付して提出しなければなりません。 ○落札者は車検満了日の1ヶ月前より出品者に請求できるものとします。 ○出品者は落札者の請求日より8日以内に提出し、9日以降5,000円、それ以降7日遅延するごとに5,000円のペナルティとします。(上限30,000円まで) ○自動車税未納が発覚した場合は、出品者にペナルティを科すものとします。(ペナルティの金額は10,000円とし自動車税を立て替えた場合は自動車税相当額及び実費を出品者に請求するものとします。)
--------------	---

以上